

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	公園事業執行の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県立自然公園条例第 9 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	秋田県立自然公園条例第 2 条、第 9 条第 2 項 秋田県立自然公園条例施行規則第 2 条、第 3 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県立自然公園条例 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 自然公園 県内にある優れた自然の風景地(国立公園又は国定公園の区域を除く。)であつて、知事が第五条の規定により指定するものをいう。 (2) 公園計画 自然公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。 (3) 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、自然公園の保護又は利用のための施設で知事が定めるものに関するものをいう。 (公園事業の執行) 第 9 条 略 2 県以外の者は、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。 3 略</p> <p>○秋田県立自然公園条例施行規則 (公園事業となる施設の種類) 第 2 条 条例第 2 条第 3 号に規定する知事が定める施設は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 道路及び橋 (2) 広場及び園地 (3) 宿舎及び避難小屋 (4) 休憩所、展望施設及び案内所 (5) 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設</p>

- (6) 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
- (7) 運輸施設(主として自然公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法(昭和26年法律第113号)第2条第8項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。)
- (8) 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
- (9) 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- (10) 植生復元施設及び動物繁殖施設
- (11) 砂防施設及び防火施設
- (12) 自然再生施設(損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。)

(公園事業の執行認可の申請)

第3条 条例第9条第2項の規定により公園事業の執行の認可を受けようとする者は、公園事業執行認可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類(運輸施設又は道路法(昭和27年法律第180号)による道路(以下「運輸施設等」という。)に関する公園事業にあつては、第5号及び第6号に掲げる書類を除く。)を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 施設の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
- (2) 施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
- (3) 施設の規模及び構造(運輸施設等にあつては当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図
- (4) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面
- (5) 工事の施行を要する場合にあつては、当該工事の施行に要する経費につき、用地費、土木工事費、建築工事費、造園工事費、初度調弁費、諸掛費等の項目ごとに金額を記載した書類
- (6) 施設の管理又は経営に要する経費につき、収入及び支出の総額及び当該総額の内訳並びに事業資金の総額に対する純益の割合を記載した書類
- (7) 法人にあつては、定款又は規約及び登記事項証明書
- (8) 法人を設立しようとする者にあつては、定款又は規約
- (9) 法人格のない組合(以下「組合」という。)にあつては、組合契約書の写し
- (10) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (11) 公園事業の執行に当たって自己の資金以外の資金を必要とする場合にあつては、その資金を調達することができることを証する書類
- (12) 公園事業の執行に関し土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又

	は使用を必要とする理由書
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 過去に申請実績がなく、又は稀であって、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。
備 考	秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第 62 第 1 号による
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	行為の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県立自然公園条例第 15 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	秋田県立自然公園条例第 5 条第 3 項、第 14 条、第 15 条第 1 項第 1 号・第 6 号・第 9 号・第 10 号・第 12 号・第 14 号・第 2 項・第 6 項 秋田県立自然公園条例施行規則第 15 条、第 15 条の 2、第 16 条、別表第 1
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県立自然公園条例 （自然公園の指定）</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 自然公園の指定は、前項の告示によつてその効力を生ずる。 （特別地域の指定）</p> <p>第 14 条 知事は、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいてその区域内に特別地域を指定することができる。</p> <p>2 第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。 （特別地域内の行為の制限）</p> <p>第 15 条 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為（第 5 号に掲げる行為を除く。）若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為若しくは第 7 号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。</p> <p>(7)、(8) 略</p> <p>(9) 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。</p> <p>(10) 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。</p>

- (11) 略
 - (12) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
 - (13) 略
 - (14) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - (15) 略
- 2 知事は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 3～5 略
- 6 次の各号に掲げる行為については、第1項及び前3項の規定は、適用しない。
- (1) 公園事業の執行として行う行為
 - (2) 第22条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの
 - (3) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、知事が定めるもの

○秋田県立自然公園条例施行規則

(特別地域内における行為の許可申請)

第15条 条例第15条第1項の規定による許可を受けようとする者は、特別地域内における行為の許可に関する申請書(様式第8号から様式第8号の14まで)に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

2 申請に係る行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になつている道路の新築(条例の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合にあつては、第1項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- (1) 行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況並びに特質
- (2) 行為により得られる自然的、社会経済的な効用
- (3) 行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
- (4) 行為の施行方法に代替する施行方法により行為の目的を達成し得る場合にあつては、行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

3 知事は、第1項に規定する申請書の提出があつた場合において、申請に係る行

為が当該行為の場所又はその周辺の風致に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めるときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

(特別地域内の行為の許可基準)

第 15 条の 2 条例第 15 条第 2 項の規則で定める基準は、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 20 条第 4 項の規定に基づき国立公園又は国定公園内に指定された特別地域内の行為の許可基準について定める自然公園法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 41 号)第 11 条の例によるものとする。この場合において、同条第 15 項第 1 号中「第一種特別地域内」とあるのは「第一種特別地域内(造林地を除く。)」と、同項第 2 号中「第二種特別地域内」とあるのは「第一種特別地域内(造林地に限る。)又は第二種特別地域内」と、同条第 21 項第 1 号ロ中「五平方メートル」とあるのは「十平方メートル」と、「十平方メートル」とあるのは「二十平方メートル」と、同項第 2 号ロ中「一平方メートル」とあるのは「二平方メートル」と、同号ハ中「十平方メートル」とあるのは「二十平方メートル」と、同項第 3 号イ中「五平方メートル」とあるのは「十平方メートル」と、「十平方メートル」とあるのは「二十平方メートル」とする。

(採取又は損傷を制限される植物の指定)

第 16 条 条例第 15 条第 1 項第 10 号の知事が指定する植物は、別表第 1 に掲げるものとする。

別表第 1 略

参 考 資 料

標 準 処 理 期 間

設定 未設定

過去に申請実績がなく、又は稀であつて、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。

備 考

秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第 62 第 2 号による

設 定 日

平成 27 年 10 月 31 日